



Title	保健所における環境衛生行政と公衆衛生
Author(s)	植村, 重義
Citation	大阪公衆衛生. 1980, 43, p. 24-24
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/84041
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

保健所における環境衛生行政と公衆衛生

大阪府豊中保健所主査

植 村 重 義

われわれ保健所に配属された環境衛生監視員(兼指導員)は実に十数種の法律を受け持ち、それらの監視指導ならびに事務に追われている。数ある行政関係官庁のなかでもこういった職種は他にないのではなかろうか。なんでも屋、と呼ぶ人さえいるゆえんである。

しかしながらこれら数多くの法律にも共通性はある。それは、これらの施設を衛生的に維持管理することによって広く公衆衛生の向上を図ることが目的とされている。従って、われわれはつまるところ環境衛生行政を通じて公衆衛生の発展に寄与することが目的であり結論となってくる。

それでは、従来の環境衛生行政ははたしてこの結論に沿って進められて来たのであろうか。

戦後から昭和30年代までは保健所においては急性伝染病、結核、性病対策が中心課題であり、地域の願いでもあった。そしてこの要求に応えるべく保健所は対人保健を主業務とする保健婦にしろ、われわれのような対物衛生関係者にしろ一丸となってこれらに対処して来たという点でたしかに公衆衛生ならびに保健所の理念に沿っていたと言える。

ところがその後の発展一国土総合開発・高度経済成長一のなかで対物衛生関係法令は整備拡充され保健所の建前よりも各個別衛生法規を基本とした行政が行われて来た。このため地域公衆衛生の向上と増進を目的としている保健所のなかで対人保健と対物衛生はそれぞれ個別に対応しており総合性が乏しくなってきたように思う。

近年の状況をふりかえってみても環境衛生業務のなかで数多くの意見や議論は出てくるがそれらの多くは単に監視技術的なものであった。公衆衛生の理念に立脚して判断し議論することが充分出来ていなかったことは誰れの目にも明らかであろう。言いかえれば地域住民との接点を無視して単に監視件数、監視能率のみを追い求めて来たと言える。このままではとても公衆衛生の発展に寄与しているとは言いがたい。

これらの観点から私はわれわれの業務内容を早急にみなおす必要を痛切に感じているこのごろです。それには、①保健所における他職種との接点を見出していくこと。②公衆衛生というものの認識を深めること。③地域住民のニーズを把握すること。④地域の問題点を把握すること。などが必要であろう。

保健所は単に法律の執行機関ではないのである。今や保健所本来の主旨にたちかえるべき時が来ている。

参考文献・1980年8月「公衆衛生」

